

電力取引監視等委員会
電気料金審査専門会合（第1回）

1. 日 時：平成27年9月4日（金）16：00～18：00

2. 場 所：経済産業省本館 地下2階 講堂

3. 出席者：

安念座長、圓尾委員、箕輪委員、秋池委員、辰巳委員、松村委員、南委員

（オブザーバー）

全国消費者団体連絡会 河野事務局長

日本商工会議所 産業政策第二部 市川副部長

株式会社F-Power 沖取締役

消費者庁消費者調査課 金子課長

資源エネルギー庁電力市場整備室 小川室長

（説明者）

北陸電力株式会社 矢野代表取締役副社長 副社長執行役員

中国電力株式会社 渡部代表取締役副社長

沖縄電力株式会社 島袋代表取締役副社長

○都築NW事業監視課長 それでは、ほぼ予定時刻になりましたので、第1回電力取引監視等委員会電気料金審査専門会合を開催させていただきます。本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本専門会合でございますが、去る9月1日に開催されました電力取引監視等委員会において、電気料金、託送料金の審査に当たり、認可のプロセスに当たって、外部専門家の知見を取り入れ、中立的、客観的かつ専門的な観点から料金の査定方針等の検討を行い、経済産業大臣に対して意見をを行うために委員会の下に設置されたものでございます。

本日、ご参集いただきました皆様方は、9月1日に経済産業大臣より委員会の委員が任命された後、専門会合の設置に際して八田委員長より専門会合の構成員として指名されております。

また、本会合の座長につきましては、安念潤司中央大学法科大学院教授にお願いすべく、やはりこれも委員長より指名されているところでございます。

それでは、本専門会合の委員、専門委員の皆様をご紹介します。まず、今申し上げました安念潤司中央大学法科大学院教授でございます。圓尾雅則電力取引監視等委員会委員でございます。箕輪恵美子電力取引監視等委員会委員でございます。秋池玲子ボストンコンサルティンググループシニア・パートナー&マネージング・ディレクターでいらっしゃいます。本日はご欠席でございますが、梶川融太陽有限責任監査法人代表社員会長も構成員です。続きまして、辰巳菊子公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の常任顧問です。続きまして、松村敏弘東京大学社会科学研究所教授です。南賢一西村あさひ法律事務所パートナー弁護士です。やはり本日はご欠席でございますが、山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授でございます。

以上が委員でございます。

今申し上げましたように、梶川委員、山内委員におかれましては、ご都合により本日はご欠席でございます。

ここで、電力取引監視等委員会からお2人の委員を代表しまして、圓尾委員から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。圓尾委員、よろしくお祈いします。

○圓尾委員　　9月1日に宮沢経済産業大臣から電力取引監視等委員会の委員を拝命しました圓尾でございます。

また、その後に、ご紹介いただきましたように八田委員長からこの電気料金審査専門会合の構成員としてのご指名を受けまして、本会合に参加させていただきます。

この専門会合では、厳正かつ透明性の高い議論を進めていきたいと思っておりますので、皆さん、ご協力、よろしくお願いいたします。

○都築NW事業監視課長　　続きまして、今般の検討事項は当面託送料金ということもございまして、安念座長ともご相談させていただいた上で、オブザーバーとしてご紹介させていただきます。まず最初は、河野康子全国消費者団体連絡会事務局長です。続きまして、市川晶久日本商工会議所産業政策第二部副部長です。続きまして、沖隆株式会社F-Power取締役です。続きまして、金子浩之消費者庁消費者調査課長です。最後でございますが、小川要資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室長です。

以上のオブザーバーの方にご出席をいただいております。

それでは、続きまして、会議の開催に当たりまして、電力取引監視等委員会の事務局長の松尾よりご挨拶を申し上げたいと思っております。

○松尾事務局長　　監視等委員会事務局長の松尾でございます。委員の皆様、オブザーバ

一の皆様にはお忙しい中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先ほどもご紹介がありましたように、7月29日に本日おいでの中電電力様、中国電力様、沖縄電力様3社、それから31日には残りの7社から経済産業省に対しまして、託送供給等約款の認可申請がございました。

その後、9月1日の委員会の発足後、直ちに経済産業大臣からこの委員会に対して、これらについての意見を求められたということでございます。

託送供給等約款につきましては、来年4月から実行に移されます小売全面自由化のもとで事業者の方々の競争条件、その最も重要な要素の1つだと思っております。

委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様は、大変多くのご専門の知見をおもちの方々にいらっしゃいます。これからぜひ忌憚のないご審議を賜りまして、透明性の高いご審議をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○都築NW事業監視課長　それでは、安念座長から一言ご挨拶をいただきますとともに、以降の議事進行を安念座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安念座長　座長を仰せつかりました安念でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

既に委員及びオブザーバーの多くの方に、7社9件の小売料金の審査をしていただきまして、私もその9件全部について挨拶をいたしましたので、もう今さら挨拶を申し上げるべき材料が何もなくなってしまいました。

ただ、今回、資料をまだざっとみたという程度ですが、小売料金と同じように総括原価方式というフィロソフィーそのものは変わっておりませんので、概念がそもそも違うとは申しませんが、やはり議論すべき力点の置きどころというのは、小売料金とはかなり違うという印象をもっております。なれを生じてしまいがちでございますので、ここは皆さんともども私もまた心を新たにして、心を引き締めて審査に当たりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。まず、本専門会合の検討事項や運営につきまして、事務局から簡単にご説明をお願いいたします。

○都築NW事業監視課長　それでは、ご説明を申し上げます。

まずは、お手元の資料の中の資料3ごらんいただければと思います。9月1日に電力取引監視等委員会が設置されまして、同日に開催されました委員会において当専門会合の設置が決まりました。その場で専門委員の中から専門会合の構成員についての指名が八田委

員長よりなされました。

監視委員会での専門会合の設置につきましては、お手元の資料で参考2に委員会運営規程がございますが、その第6条を御参照いただければと思います。また、参考資料3というものもございます。委員会で決定した資料というのがございますが、こちらも適宜ご参照いただければと思います。説明は省略させていただきます。

資料3に戻っていただきまして、当専門会合におきましては、電気料金、託送料金の審査に際して、外部専門家の知見を取り入れるという観点から設置がなされているものがございますが、当面は7月下旬に10社から申請のございました託送供給等約款の審査をいただくこととなります。

さて、この託送供給等約款でございますが、電力システム改革の第二弾の改正電気事業法におきまして、一般送配電事業者に対しては託送供給義務を課すとともに、託送供給等約款については認可制ということで制度が改正されました。来年4月に小売参入の全面自由化を迎えることとなりますが、あらかじめ託送料金が明らかになることが自由化対応への準備を円滑に進める上でも重要ということに鑑み、このタイミングで申請を受け、審査を進めることとしているものでございます。

新しいライセンス制は、小売全面自由化のタイミングと同じ来年の4月に実施されることになるため、現在は、一般送配電事業者なる事業者というのはまだ存在していないということになります。したがって、資料3の「2. 今回の検討事項」とございますように、第二弾の改正電気事業法の附則第9条第1項の規定に基づきまして、現在の一般電気事業者に対して認可申請を求めており、これに基づきまして、先ほど申し上げましたように7月末に10社からの申請を受理したところでございます。

電力取引監視等委員会の発足に伴いまして、今度は参考資料1でございますが、経済産業大臣から電力取引監視等委員会宛てに意見を求められており、監視委員会として、先ほど申し上げましたように、本専門会合で検討を進めるということにしまして、これが本専門会合の当面の審査対象になっているという構図になっているということをご説明申し上げます。

資料3の2ページ目の(2)をごらんになっていただければと思います。検討の流れという部分でございます。

本審査専門会合におきましては、今回及び次回第2回の会合におきまして、申請内容についての説明を事業者から聴取するという形にしまして、その後、個別の原価に関する審

査を行っていくこととしたいと考えております。

別途、この電力システム改革に関しましては、これまでこの委員会発足前からずっと制度設計の議論が進められてきております。また、その中で、これまで総合資源エネルギー調査会の中で、いろいろな小売料金の審査も並行して行ってきたわけなのですけれども、震災後に原価の洗い替えを行った事業者に関しては、今回の託送料金の認可に当たっては原価の洗い替えまでは求めないという方向性を決定してきております。このため、当面は、本日お越しいただいている3社の電力会社の方々の原価の部分の審査を進めて、それから残りの7社も含めまして、今回の電力システム改革を受けた対応などの審査を進めていきたいというご提案を申し上げます。

こうした審査を経まして、最終的には、専門会合として査定方針案をとりまとめていきたいと考えております。

続きまして、もう少しだけお時間を頂戴いたしまして、議事運営に関することについてお話ししたいと思います。先ほどもお聞きいただいた参考資料の2をごらんいただければと思います。

9月1日に開催されました電力取引監視等委員会におきましては、委員会の運営規程というものを決定しております。それがこの資料でございますが、委員会の招集、オブザーバーの出席、議事録・議事要旨、審議内容の公開などにつきましては、この運営規程の第2条から第5条に規定がございます。また、第8条において、専門会合においても、これら規定が準用されるということになってございます。

ここで1点だけご相談でございますが、第7条におきまして、議事手続その他専門会合の運営に関して必要な事項は、座長が専門会合に諮って定めるということとなっております。ところが、少なくとも現時点においては何か追加的に定めることがあるかという、特にそういうものは想定されないと我々としては考えているのですが、こうした運営でよろしいかということについては、この場でお諮りを申し上げたいと思います。

資料3及び運営に関することについての説明は以上でございます。

○安念座長　この点について何かご指摘をいただくことはございませんか。

(「なし」の声あり)

よろしゅうございますか。何かお気づきでしたら、どうぞまたご発言になってください。我々のミッションは今、都築課長に定義していただいたとおりです。それから運営の仕方については、私も当面は、先ほどの運営規程でよろしいというか、普通どんなものにもこ

うということが書いてあるという、それだけのことですけれども、これで何回か会合をやっ
ていかなければいけないと思いますので、それで何か皆さんの中でお気づきでしたら、ま
たその都度議論をしていただいて、7条の読みかえで座長が専門会合に諮って決めるとい
うことですので、問題が生じたところでまた話し合っていきたいと存じますので、きょう
のところとか、当面のところは先ほどの規定でいくということによろしゅうございま
しょうか。

（「異議なし」の声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、先ほども申しましたように、我々のミッションの定義とか運営については、
随時お気づきになり次第、問題提起していただければと思います。

それでは、次に、具体的な議論に入ってまいりたいと存じます。本日は、電力3社の説
明者といたしまして、北陸電力から矢野代表取締役副社長執行役員、中国電力から渡部代
表取締役副社長、沖縄電力から島袋代表取締役副社長のお三方にご出席をいただいております。

今後の審査に当たり検討すべき論点を洗い出すという観点から、3事業者さんより申請
内容について説明をしていただき、その上で各委員、オブザーバーの皆様から忌憚のない
ご意見をいただければと存じております。

それでは、北陸電力の矢野副社長より、早速でございますが、今回の申請の概要につ
きましてご説明をお願いしたいと存じます。説明時間は15分程度でお願いできればと存
じております。どうぞよろしく願いいたします。

○北陸電力（矢野） 北陸電力の代表取締役副社長をしております矢野でございます。

今般、改正電気事業に基づく託送料金の約款の認可申請を行わせていただいたところで
ございますけれども、審査のほどよろしく願い申し上げます。

申請の概要につきまして、お手元の資料4でご説明させていただきたいと思
います。

ページをめくっていただいて2ページでございます。まず、認可申請の概要でござい
ますが、申請に当たりましては、託送料金算定省令等に基づくとともに、最大限の経営効
率化によるコスト削減を織り込んだ上で、今後安定供給に必要な託送料金の原価を算定
したものでございます。

低圧向けの託送料金の新設を行うとともに、高圧・特別高圧向けの託送料金の見直し、
また、インバランス制度の見直しなど、電力システム改革に伴う制度改革を反映している

ものでございます。

4ページのほうでございますが、こちらのほうは、主な前提諸元を記載させていただいております。託送料金の審査要領に基づきまして、原価算定期間につきましては、平成28年から30年度の3年間ということとして、主な前提諸元につきましては、お手元の資料の表に記載のとおりでございます。

続きまして、5ページでございます。こちらのほうは物価上昇率を記載してございますが、物価上昇率につきましては、政府の物価上昇目標や足元の労務費単価の上昇等を踏まえまして、前回の原価と同様、今回の申請原価にエスカレを反映させていただいております。

次に、6ページでございます。申請原価の内訳でございますが、原価につきましては、託送料金の算定に関する省令及び審査要領に基づき算定しておりますけれども、高経年設備の機能維持対応でありますとか、スマートメーターの導入によるコスト増加要因がありますが、減価償却の進行、あるいは経営効率化の反映などによりまして、前回より26億円低減いたしました原価1,353億円で申請しているところでございます。

次に、7ページでございます。こちらは電圧別の原価単価でございますが、先ほどの託送原価をもとに算定省令の計算ルールに従い、各需要種別に原価を配分し、想定需要に基づいて算定した平均単価でございますが、平均では4円76銭という格好になってございます。各電圧別の単価につきましては、この表に記載のとおりでございます。

なお、前回の小売料金全体の中から低圧託送にかかわる部分を今回の新しい省令に基づいて抽出して今回申請した低圧単価と比較いたしますと、低圧では平均で54銭低下するという格好の算定結果になってございます。

続きまして、8ページと9ページでございます。こちらは経営効率化に関することでございますが、まず、審査要領に基づきまして、人件費や厚生施設等に関する費用の一部を原価から控除するというところで、37億円を控除しております。

加えまして、今回の申請原価には総額で65億円、申請原価1,353億円に対しましては約5%相当の経営効率化を織り込んだものとしております。

前回、改定以降で織り込みました効率化24億円に加えて、さらなる効率化として、資材調達価格の7%低減を先取りするなど、41億円の効率化を織り込みまして、総額で102億円の原価を削減しているところでございます。

10ページのほうに進ませてもらいたいと思います。10ページは、当社の競争発注比率

の拡大の件でございます。

昨年度の競争発注比率は、順次、競争発注の比率を上げておりまして、33%に達しておりますが、先ほど申し上げました資材調達価格の7%低減を達成するため、今年度はこれを50%にまで高めるべく取り組んでいるところでございます。

次に、11ページ以降で個別の費目についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、人件費でございますが、こちらにつきましては、審査要領で示されましたメルクマールや査定方針に従い算定しておりまして、役員給与、社員年収、退職金の削減などによりまして、前回の改定と比較いたしまして、4億円の低減という格好にしております。

詳細は、12ページに記載したとおりでございます。

次に、13ページの参考の部分でございますが、こちらは全社の人員数の推移を記載させていただいております。当社は、電力小売自由化の範囲拡大と志賀原子力発電所2号機の運転開始が重なりました平成17年度、ここに吹き出しで書かせていただいておりますが、この年度に向けまして、採用数の大幅抑制など人員の効率化に取り組んでまいりました。その結果、社員数といたしましては、平成19年度末におきましては、4,600人まで減少したところでございます。

その後、新規の電源開発でありますとか、高経年流通設備の改修等のために人員の増がございましたが、平成26年度におきましては、ピーク時の平成9年度に対比いたしますと、人員数では15%の削減、労働生産性という意味では34%も向上したような格好になってございます。

続きまして、14ページでございます。こちらは燃料費のほうでございますが、こちらにつきましては、離島の――当社の離島というのは、実は舩倉島という1島しかございませんけれども、舩倉島におけます内燃力発電の燃料費、2,000万円に加えまして、周波数制御等に必要な調整力を確保するために生じる電源のもちかえ増分費、約20億円を算定省令等に基づき計上しているところでございます。

また、購入電力料の送電費といたしましては、約1,000万円を計上しているところでございます。

次に、15ページ及び16ページの修繕費でございますが、こちらにつきましては、高経年設備の修繕、あるいはスマートメーターの導入などによりまして、増加傾向になっております。しかし、競争発注の拡大等による資材調達価格の低減でありますとか、仕様、工法の見直し等の効率化を反映することにより、最大限の抑制を図るところで取り組ん

でいるところでございます。

次に、17ページでございます。こちらは設備投資額を書いております。水力、火力、業務設備を含みます設備投資の総額といたしましては、28年度から30年度の平均で712億円という格好になりまして、前回に比べますと、286億円の増加という格好になってございます。

内訳をみてみますと、流通につきましては、高経年化対応などによりまして17億円の増加、それからその他設備につきましては、電源設備の新設などによりまして269億円の増加という格好になってございます。

続きまして、18ページでございます。流通設備の設備投資の推移でございますが、こちらにつきましては、高度成長期以降、電力需要の増加に対応するため、拡充工事が拡大してきたという歴史がございます。その後、需要の鈍化によりまして、拡充工事が減少いたしまして、近年では経年劣化に伴う更新工事等によりまして、改良工事が増加するという傾向になっているところでございます。

次に、19ページでございます。こちらは減価償却費等でございますが、減価償却費につきましては、既存設備の償却進行や経営効率化による設備投資の削減額等を反映いたしました結果、前回対比では34億円の減少という格好になっております。

一方、経年劣化設備の更新工事の増加に伴いまして、固定資産の除却費につきましては増加してまいりますが、設備投資関連費用全体といたしましては、前回対比で8億円の低減という格好になってまいります。

続きまして、20ページと21ページでございます。こちらは事業報酬について記載させていただいております。

今回、事業報酬率につきましては、従来3.3%から1.9%という格好に低下したことなどから、前回に比べまして66億円の減少という格好になってございます。

続きまして、22ページでございます。公租公課でございますが、これにつきましては、法律の定めるところにより算定したところでございます。

23ページ、その他経費でございますが、こちらにつきましては、寄附金の全額不算入に加えまして、調達価格の削減を反映したということでございますが、電力システム改革対応に伴いますシステム改修委託費の増加などによりまして、前回に比べて27億円の増加という格好になっているものでございます。

続きまして、24ページでございますが、これは制度改正に伴う反映事項のまとめのペー

ジでございますので、説明につきましては、25ページ以降の個別シートでご説明させていただきます。

まず、25ページのアンシラリーサービス費用でございますが、中ほどの周波数制御・需給バランス調整費用ということで、こちらで67億円を計上させていただいております。

さらに、26ページから28ページにつきましては、この中身の詳細でございますので、説明は割愛させていただきたいと思っております。

29ページでございます。こちらは発電と送配電の設備区分の見直しでございます。これにつきましては、発電機が停止した場合において、託送供給に必要な設備を送配電設備とみなしまして、当該設備の減価償却費等3億円を計上しているものでございます。

30ページの離島供給費用につきましては、離島供給に係る費用から収益を控除した差額の7,000万円を計上しているところでございます。

次に、31ページの営業・送配電の業務区分の見直しにおきましては、送配電部門と営業部門が一体となって実施している業務に関しまして、ネットワークとして整理される業務に係る費用ということで抽出しまして、42億円を託送料金に反映しているものでございます。

続きまして、32ページからは料金メニューの話になってございます。

32ページにつきましては、今回、新たに設定しました低圧託送におけるメニュー構成と料金制になっておりまして、現行の電気供給約款と整合を図って制定しております。

33ページ、低圧託送における契約決定方式について記載してございまして、これは現行の電気供給約款で対応しておりますS B（サービスブレーカー）契約及び主開閉器契約に加えまして、スマートメーター導入を踏まえた実量契約の選択制というようにさせていただいております。

34ページから38ページまでにつきましては、今回申請いたしました原価に基づき算定した託送料金のレートの一覧を載せているものでございます。

なお、参考といたしまして、39ページに低圧小売料金における託送料金水準について記載させていただいているところでございます。

続きまして、40ページからですが、こちらは電源立地に伴います潮流改善効果を評価し、託送料金から割り引くという近接性評価割引制度について記載させていただいております。

現行は、評価対象地域におきまして、連系電圧が高圧以上の電源を対象にということで、当社の発電ロス低減を評価しておりましたが、今回、その対象地域と評価内容を見直し

たしました。

具体的には、41ページのほうでございますが、評価対象地域の見直しにつきましては、現行は富山県全域という格好にしておりましたが、今回市町村単位で電源不足地域を抽出した上で、さらに基幹系統の潮流改善を評価する観点を継続して算定しております。

その結果、基幹系統の下位系統の潮流も考慮し、より細かな単位という格好で富山県内の7市町村、富山市、高岡市以下の7市町村という格好にさせていただいております。

42ページでございますが、今ほどの話を含めた当社の潮流の状況をここでお示ししております。

当社の供給区域、主に富山県、石川県、福井県でございますけれども、当社の基幹系統における潮流は、ベース電源が立地しております石川県、あるいは福井県から富山県に向けて流れるという潮流が基本になっておりまして、この潮流改善を評価するという格好にしているところでございます。

43ページでございますが、こちらは割引単価の設定でございます。基幹系統の設備投資の抑制に係る評価及び上位系統のロス分に係る評価ということで、受電電圧別に割引単価を設定したところでございます。

具体的な割引単価は、44ページに記載したとおりでございます。

なお、基幹系統に連系する電源につきましては、電源の立地地点によっては潮流改善効果が相対的に大きい場合もあれば小さい場合もあるということを考えまして、特高電源の2分の1という格好にさせていただいているところでございます。

資料の説明としては以上でございますが、当社、先ほども申し上げました高経年設備について一言だけお話をさせていただきたいと思っております。

高経年設備対応と申しますのは、先ほども申しましたように、高度成長期に建設しました設備の寿命が一時期に大量に到来するという一方で、安定供給に支障が生じないようにという思いで確実な設備改修を実施していく必要があるという思いのものでございます。

この対応は極めて重要だと思っております、実は平成21年からこの施策を着実に当社としては実行してきているところでございます。

今回の申請原価では、将来にわたり電力の安定供給に必要な設備の延命化を図るという意味での修繕工事、あるいは計画的な設備更新工事を織り込ませていただいております。私どもは社会的に重要なインフラを担う責任ある事業者として短視眼的のではなく、長期的な視点をもって活動していかなければいけないという思いでのDNAを受け継いでい

ております。

高度成長期に敷設しました施設が行く行く大量に寿命を迎えるという重要な経営課題については認識しながら、将来に先送りするわけにはいかないのではないかということで考えております。

そういう状況になりますと、明らかに施工能力を大きく上回る設備更新が今後長期的に必要なようになってくるということでございますけれども、この必要な設備改修ができないと、供給信頼度が低下することになりかねません。その影響というのは、将来のエリア内の全ての電力ユーザーに影響すると思っております。

この施工能力が仮に技術革新等によりまして確保できたといたしましても、大量な設備改修に係るコストをその世代のみ以降につけ回すということはいかかなものかと思うものでございまして、託送料金による世代間のギャップを生じさせることのないようにする必要があるのでないかと思っている次第でございます。

将来の供給信頼の低下懸念の低減と世代間の負担の公平性を確保すべく当社としては高経年設備対応に取り組んでいく所存だということでございます。

私からの説明は以上でございます。今後、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○安念座長 矢野副社長、どうもありがとうございました。最後の点は我々としてもよほど心しておかなければならんところです。

さて、次に、中国電力の渡部副社長より、今回の申請の概要につきまして、やはり15分程度でお願いできますでしょうか。ただ、北陸さんのおっしゃったことと重複するようなところは省略していただいても結構でございます。

○中国電力（渡部） かしこまりました。中国電力の渡部でございます。きょうは、このように説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、当社の認可申請の概要を説明させていただきます。

資料5の2ページをお開きください。託送料金原価は、新たな算定要領に基づきまして、そして査定方針を踏まえまして算定いたしました。原価額は最大限の経営効率化を織り込みまして、3年平均で2,887億円となっております。電圧別の平均単価は低圧が8円45銭、高圧が4円10銭、特別高圧が1円68銭でございます。制度見直しがあり、現行託送料金との単純な比較はできませんが、いずれも平均単価は低下しております。

4ページ、現行原価の比較でございますが、スマートメーターの導入等による修繕費の増加、あるいは離島ユニバーサルサービスや調整力確保のための費用増はありますが、経

営効率化を最大限に織り込みました結果、あるいは資本費の減少等もありまして、現行原価から368億円の減少となっております。

6 ページです。前提となる計画につきましては記載のとおりでございますが、原価算定期間は平成28年から30年度の3 ヶ年としております。

7 ページでございます。流通関係の設備投資額は、設備の高経年化対策工事を進めていくことに加えまして、基幹系統整備工事が本格化することから、過去5年間の実績水準に比べまして211億円の増加を見込んでおります。

8 ページでございますが、投資の経年データでございます。平成8年度をピークに、需要の伸びの鈍化に伴う拡充工事の減少、そして設備の延命化によります改良工事の抑制などによりまして、大きく減少してまいりました。しかしながら、今後は高経年設備が大幅に増加することや、それに対応するための施工力不足が大きな課題として表面化したことを踏まえまして、平成20年に設備基盤の強化に軸足を置きました経営方針を見直してございまして、経営ビジョンの1つであります設備ビジョンを策定いたしました。

現在、この設備ビジョンに基づきまして、設備基盤の維持・強化に取り組んでいるところでございまして、高度経済成長期に建設しました設備の更新や基幹系統の整備、再生可能エネルギー導入拡大に伴う系統対策など、着実に実施していく計画でございます。

9 ページでございますが、これに対します経営効率化計画につきましては、競争発注の拡大等によります資機材、役務調達効率化を始めとして3 ヶ年平均で106億円の経営効率化を織り込んでいるところでございます。

10ページ、調達の効率化は、今後の効率化努力分6.5%に、これまでの効率化の成果であります3.8%を加えまして、震災前の価格水準から10%以上削減となります。この削減率につきましては、透明性を高めるために、社外の第三者からの評価も受けているところでございます。

さらに、グループ企業との取引に係る効率化分の深掘りとしまして、0.5%を織り込んでおります。

原価の算定では、今後の効率化努力分、6.5%と先ほどのグループ企業との取引に係る効率化の0.5%を合わせまして、合計で7%の削減を今後の未契約の資機材、役務調達全てに反映しております。

なお、今後の物価上昇の可能性はありますが、いわゆるエスカレーションアップはありますが、当社としましては、多少の物価上昇はあっても、この7%の効率化は達成すべき

水準と考えております。

12ページでございます。次に、託送料金原価の内訳について説明いたします。

人件費は、現行原価に比べまして、148億円の減少となっております。

13ページ目でございますが、メルクマールは審査要領に基づき算定しております。

14ページ、人員の推移でございますが、当社は、労働生産性のさらなる向上に向けまして、人員削減を図っております。平成30年末には、直近実績からさらに500人減少する見込みでございます。

そのうちの送配電部門につきましては、設備の高経年化対策や、新たな課題への対応のために業務増は見込んでおりますが、業務運営の効率化によって人員数を現状以下に抑制する考えでございます。

15ページ目でございます。送配電事業にかかわる燃料費には、離島にかかわる燃料費としまして19億円、もう1つ調整力確保に伴う増分費用としまして55億円を新たに計上しております。

16ページ、修繕費は、現行原価よりも66億円増加する計画でございます。

17ページ、その状況でございますが、これは流通設備の修繕費の経年グラフでございます。点検周期やとりかえ時期等の見直しを行うなどの取り組みで可能な限り費用の抑制に努めまして、平成5年度をピークに平成10年代は低水準に推移してきましたが、平成20年からは設備の経年化状況を踏まえた、先ほどの設備ビジョンに基づきまして、高経年化した設備の対策工事を計画的に進めているところでございます。

さらに、平成27年度からはスマートメーター導入、再生可能エネルギー連系対策といった新たな施策も着実に実施していく必要があると考えております。

18ページ目、減価償却でございますが、償却進行によりまして、現行原価から158億円の減少でございます。

19ページ目、事業報酬でございますが、報酬率の引き下げによりまして、現行原価から151億円の減少でございます。

20ページ、報酬率は、算定省令、審査要領に基づきまして算定しております。

21ページ目、公租公課でございますが、現行原価から49億円減少しています。

22ページ、その他経費でございますが、これは現行原価と同程度の水準となっております。寄付金と交際費等は原価に算入しておりません。

控除収益は、離島供給に係る電灯・電力料を新たに計上したことによりまして、現行原

価と比較しまして13億円の増加となっております。

24ページ目でございます。次に、電力システム改革に伴う見直しについてご説明いたします。

見直しの影響額は、すなわち見直しを反映しなかった場合との差は、合計でマイナス24億円、マイナス4銭でございます。

26ページ目、事業報酬の見直しによる影響は、マイナス103億円、マイナス17銭でございます。

27ページ目、調整力コストにつきましては、周波数制御、需給バランス調整に係る費用の内容を見直すとともに、ブラックスタートに係る設備費用を新たに計上しておりまして、これによる影響はプラス78億円、13銭でございます。

28ページ目、今回、部分負荷運転に伴う増分費用を新たに計上しております。これは、一般送配電事業として調整力を確保するために発電計画の調整による部分負荷運転等を当社の発電部門に求めることに伴う燃料費の増分費用でございまして、55億円を計上しております。

29ページ、発電計画の調整に用いる対象電源種別と費用算定のイメージでございます。当社の電源構成を踏まえ、調整電源の種別を揚水発電、石油、LNG、石炭に区分しまして、発電実績に基づき、計画調整を6つのパターンに整理しております。各パターンの調整電力量に燃種間の単価差を乗じることで費用を算定しております。

発電計画の調整を求めなければならない調整電力量は、需給運用の実態を踏まえまして、必要な調整力全体の2分の1としているところでございます。

31ページ、次に、離島ユニバーサルサービスでございますが、当社では、対象となる地域は島根県の隠岐島、山口県の見島でございます。これによる影響はプラス16億円、3銭でございます。

32ページ、水力と変電、火力と変電の設備区分の見直しによる影響はプラスの7億円、1銭でございます。

33ページ、営業・配電の業務区分見直しによる影響は、マイナス22億円、マイナス4銭でございます。

35ページ、続いて、現行の託送供給約款からの主な見直しについて説明をいたします。

小売全面自由化に伴い、低圧向けの託送料金メニューを新たに設定しております。小売全面自由化に伴いまして、新たに設定した低圧向けの託送料金メニューにつきましては、

例えば二部料金制の場合は、基本料金と電力量料金がそれぞれの小売料金の基本料金と電力量料金との内数に収まるように設定するなど、小売料金との整合性を考慮して設定をいたしております。

36ページには、低圧の小売料金と、これに含まれる託送料金相当額を代表的なメニューごとに示しております。小売料金に占める託送料金相当額の割合はおおむね4割程度でございます。

37ページ、同時同量制度につきましては、計画値同時同量制度を導入いたしておりますとともに、インバランス料金は、卸電力取引所の取引価格をもとに設定する方式に見直ししております。

38ページ目からは、近接性評価割引制度の割引対象地域と割引単価の見直しを説明いたします。

電源立地に伴います潮流改善効果をよりきめ細かく評価する観点から、市町村単位で割引対象地域を設定しました。

39ページは、割引対象地域の地図でございます。現行の対象地域は、当社の基幹系統全体の潮流が電源が多く立地する島根県、山口県から需要の多い岡山県、広島県に向かって流れていることを踏まえまして設定したものでございます。

今回の見直しでは、主に岡山県、広島県の北部に位置します需要密度の低い山間地域が対象外となる一方で、山陰地方や山口県の比較的 need 密度の高い地域が新たな対象地域となっております。

40ページ、割引単価につきましては、潮流が改善されることに伴い、基幹系統の設備投資抑制並びに上位系統の送電ロス軽減につながることを評価して設定しております。

41ページ、その基幹系統の割引単価でございますが、電源が連系される電圧によりまして、評価対象となる設備が異なることなどを考慮し、基幹系統の投資抑制効果とロス軽減効果を全て評価対象としております特別高圧の割引単価の2分の1に設定をいたしました。

42ページ、当社は、離島供給にかかわる燃料費を託送料金原価に計上することに伴いまして、燃料価格の変動分を託送料金に反映する離島ユニバーサルサービス調整制度を導入しております。

43ページでございますが、最後でございます。託送料金の単価表を記載しております。説明は略します。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○安念座長 渡部副社長にご説明いただきました。どうもありがとうございました。

それでは、続いて、沖縄電力の島袋副社長より、今回の申請の概要についてやはりご説明をお願いいたします。説明時間は同様に15分程度でお願いいたしたいと存じますが、北陸さん、中国さんと重複するようなところは簡単にさせていただいて構いませんし、それからまた、沖電さんには沖電さん独特のご事情もおありでしょうから、そういうところは強調していただくというような感じでお話を伺えればと存じます。

○沖縄電力（島袋） わかりました。沖縄電力の島袋でございます。弊社の託送供給等約款認可申請の概要についてご説明申し上げます。

資料6でございます。ページをめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

弊社は、7月29日に託送供給約款の認可申請を行っております。これまでの約款からの主な変更点は記載のとおりですけれども、①の低圧・高圧向け託送料金の新設に関しまして、弊社においては、自由化範囲がこれまで特別高圧までであったことから、低圧・高圧の託送料金は設定されておりましたが、今回の制度変更に伴い、新たに設定しております。

次に、5ページをごらんください。今回の原価算定における主な前提諸元は記載のとおりでございます。販売電力量につきましては、現行原価75億1,600万キロワットアワーに対して、申請原価は77億8,600万キロワットアワーとなっております。設備投資額につきましては、大型電源の建設が一段落ついたことから72億円減の221億円となっております。

次に、6ページをお願いします。申請原価の内訳は記載のとおりでございます。最大限の経営効率化の実施により年間で35億円削減しておりますが、電力システム改革に伴う制度変更によりまして、今回より託送原価に算入されることとなる離島供給費や調整力に係る費用等の増要因があることから、申請原価は645億円となっております。

続いて、8ページをお願いいたします。今回申請の託送原価においては、最大限の効率化として先ほど申し上げました35億円を織り込むとともに、人件費や厚生施設等に関する費用について審査要領等に基づく控除額として20億円を織り込んでおります。

次に、9ページ、現行原価からの変動要因でございますが、今回申請の託送原価は645億円と現行原価と比較して155億円の増となっておりますが、これはこれまで小売料金で回収しておりました離島供給費や周波数調整等に係る費用が託送料金として整理されたものに伴う影響によるものとなっております。

スマートメーターの導入や、その他新規設備の増等による費用増要因がありますが、審

査要領に基づく控除並びに経営効率化を反映しており、制度変更による影響がなければ託送料金は値下げとなる見込みでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。原価の内訳でございますが、人件費については、審査要領で示されたメルクマール水準及び他社様の小売申請時の査定方針に基づき算定しております。役員給与、社員年収等をメルクマール水準で算定しておりますが、離島供給費や調整力に係るコストの影響から、現行原価と比較して6億円の増となっております。

次に、12ページ、こちらは離島供給費や調整力コストの影響がなかった場合の人件費を記載しております。これらの影響がない場合は、現行原価と比較して10億円の減となります。

続きまして、14ページをお願いいたします。こちらは人員数の推移を記載しておりますが、業務の集中化など、生産性、効率性の向上に努めてきた結果、1人当たりの販売電力量は、昭和63年の民営化時点より57%向上しております。

次に、15ページをお願いします。こちらは燃料費・購入電力量について記載しております。離島供給費については、沖縄本島系統と連系されていない離島分に係る燃料費及び購入電力料を対象に算定しております。

また、電気の周波数維持等に必要な調整力を確保するためのもちかえ増分に係る燃料費を算定しております。

次に、16ページをお願いいたします。こちらは修繕費でございますが、修繕費については、最大限の経営効率化を織り込んでいるものの、主に制度変更などの増加要因の影響により24億円の増となっております。

次に、下の17ページでございますが、修繕費の推移でございます。平成28年度から始まるスマートメーターの本格導入に伴い、費用は増加する傾向にありますが、ピーク時である平成11年と比較すると減少しております。

続いて、18ページをお願いいたします。減価償却費につきましては、既設設備の償却進捗や経営効率化による設備投資額の削減影響による減少があるものの、制度変更影響等の増加要因によりまして、現行原価と比較して31億円の増加となっております。

なお、先行投資資産や体育施設等に関する減価償却費は、原価へ算入しておりません。

続きまして、21ページをお願いいたします。事業報酬につきましては、制度変更に伴うレートベースの増があるものの報酬率を1.9%に見直したことから、現行原価と比較して14億円減少しております。

続いて、24ページをお願いいたします。公租公課につきましても、各税法等の定めるところにより、需要想定や設備投資などの前提計画に基づき算定しております。

次に、25ページ、その他経費でございます。離島供給費や調整力コストの影響から、現行原価と比較して18億円増の117億となっております。

控除収益は、離島の電灯・電力料を織り込んだことによりまして、現行原価と比較して76億円増の80億円となっております。

続いて、制度変更に伴う影響についてご説明いたします。

27ページをごらんください。今回の制度変更に伴う託送料金の影響額につきましては、現行と比較しますと、平均単価ではキロワットアワー当たり1.76円の上昇、右側の表に制度変更に伴う影響額を記載しておりますが、増要因として調整力コストがキロワットアワー当たり1.90円、離島供給費がキロワットアワー当たり0.69円となっております。

一方、減要因といたしましては、事業報酬が0.26円、営配分離が0.16円となっております。

次に、29ページをお願いいたします。こちらは沖縄系統の特徴について記載しております。

①としまして、小規模度独立系統であり、他系統との連系線がない。②としまして、電源が火力発電のみで、原子力及び水力がない。③としまして、系統内における常時並列台数が少ない。④としまして、系統規模に対して最大単機容量が大きいため、電源脱落時の影響が大きいといった点が特徴として挙げられます。

続きまして、30ページをお願いいたします。調整力コストといたしましては、制度設計ワーキングにおける議論等を踏まえた上で、小規模独立系統である弊社独自の事情を考慮した上で算定しております。

次に、31ページでございます。こちらは離島供給に関する影響について記載しております。離島における供給コストのうち、小売料金として回収するコストを超える部分につきまして、新たに託送料金原価に反映しております。

32ページをお願いいたします。こちらは沖縄における電気事業の構造的不利性について記載したスライドでございます。沖縄は、広大な海域に島が点在しておりまして、小規模な独立した電力系統が必要であり、沖縄本島を含む38の有人島に12の系統で電力を供給しております。

離島は、販売電力量、電灯・電力料金ともに弊社全体の1割程度を占めております。

続いて、35ページをお願いいたします。こちらは現行において営業部門と配電部門が一体となって行っている業務について全面自由化に伴い、業務ごとに小売と託送の区分を見直した結果、キロワットアワー当たり16銭原価が減少したものでございます。

続きまして、託送供給約款の見直しについてご説明いたします。

37ページをお願いいたします。こちらは今回設定したメニューの料金形態を記載しております。これまでの特別高圧に加えまして、新たに低圧及び高圧についてもメニューを設定しております。

また、電気使用実態の多様化を考慮し、時間帯別の料金メニューを設定しております。

次ページの38ページから41ページにかけましてはメニューごとの託送料金単価を、42ページにつきましては、低圧小売料金における託送料金の水準を示しております。

続いて、43ページをお願いいたします。こちらは近接性評価割引について記載しております。当社の場合は、従来の近接性評価割引の考え方については、最大需要地域である那覇市を評価地域として設定しまして、当該地域に電源を立地する場合には、潮流改善が見込まれることから、ロス分を割り引くこととしておりました。

今回は、44ページに示すように、制度設計ワーキングでのご議論内容を踏まえた見直しを行い、単価を設定しております。

45ページをごらんください。こちらは近接性評価割引の対象となるエリアを記載しております。現行の近接性評価割引の考え方を基本として、対象地域の見直しを行っております。

具体的には、電源不足地域を対象とするため、市町村単位で発電量と需要量を比較しまして、需要量が発電量より大きい地域を抽出、そのうち需要密度がエリア全体より大きい地域を対象地域として設定しております。

その結果、現行で適用のあります那覇市に加えまして、13市町村を新たに選定しております。

最後に、46ページをお願いいたします。こちらは計画値同時同量の未達により生ずる電気の過不足を弊社の送配電部門が調整するインバランス供給の生産単価の設定について、沖縄本島、離島地域別に記載したものでございます。

簡単な説明で恐縮ですが、弊社からの説明は以上でございます。

○安念座長 島袋副社長からご説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、ディスカッションをいたしましょう。各委員の皆様から忌憚のないご発言を

頂戴したいと存じます。いつものようにネームプレートを立てていただいてもいいし、手を挙げていただいてもいいし、どちらでも結構でございます。どうぞ。河野さん、どうぞ。

○河野事務局長 委員の皆様がいらっしゃるのに最初でも大丈夫でしょうか。消費者団体からまいりました河野と申します。ご報告ありがとうございました。

電気料金値上げの審査、それから再値上げの審査の場に、今回同様、私はオブザーバーとして同席させていただきまして、いわゆる総括原価方式というのを学びました。公共料金である電気代を決めるには一定のルールがあることはわかりましたが、そのルールというのが非常に複雑で、消費者にとってみるとなかなか納得できないといいたいでしょうか、そういう状況でした。

今回も来年4月から電力自由化に伴って、改めて送配電部門に関して、今まで料金というのを自覚しておりませんでしたけれども、料金を決めるということで、ぜひ公平な料金ということ、それから私たち消費者にもわかる形での透明性をもった説明というところをお願いしたいと思っています。

特に、伺っておりますと、結果として電気料金全体に占める託送料金の割合なのですが、30%から40%と、低圧ではかなりの部分を占めると思っています。ですから、このところで本当に適正な審査がされ、私たちが電気を使うのに安心して使えるということで、ぜひ委員の先生方にもお願いして、私たち消費者にもわかる形での公平性を保っていただきたいというのがまず最初のお願いです。

それで、まず1つ目の質問なのですが、北陸電力さんからご報告いただいたペーパーの5ページについて質問したいと思います。

北陸電力さんの5ページには、料金原価算定に物価上昇率を織り込む、エスカレを反映していると書かれています。私自身、余り知識がないので、これは日常的にといいましょうか、これまでもやられていることなのか。それで、北陸電力さんに関していうと、この5ページ目のスライドがついているのですが、中国電力さんと沖縄電力さんには、このスライドがついておりません。料金を考える上で、ここに出されている指標、例えば対象項目、料金原価算定に物価上昇率を織り込むと書いてありまして、適用する指標と対象科目について表があるのですが、消費者物価指数、雇用者所得指数は、今後大きく毎年上昇するとここに書かれています。当然、この根拠はあると思うのですが、これがそのまま原価に適用されるのかどうかというあたりを確認させてください。

○安念座長 考え方の問題ですが、北陸さんから基本となる考え方をちょっと教えてく

ださい。

○北陸電力（矢野） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

エスカレの考え方でございますが、こちらは政府のほうの物価上昇目標というような格好も出ているように、現実的に毎年、デフレの時代はともかくといたしまして、最近に至りましては、物価上昇を見込むというのを前提とした政府の経済フレームを出されているというような状況になっております。

そういった状況の中で、これまでどうだったのというご質問でございましたが、これまでにつきましても、政府の経済見通し等を参考にさせていただきながら、物価の値上がり相当分を一応諸元として織り込ませていただくというやり方をやっております、その意味においては従来と全く同じでございます。

私からの、今までと同じかということでは同じだということでございます。

○安念座長 要するに、今までと同じだということですよ。

中国さんと沖縄さんはどのような考え方でございますか。

○中国電力（渡部） 従来、料金原価の算定に当たりましては、物価上昇と政府見通しに基づきまして考慮しておりましたが、今回の託送料金原価の算定に当たりましては、やはり効率化を最大限織り込むという中であって、エスカレーションアップも多少は見込まれると思いますが、今回は我々の判断として考慮せずに、それも含めて仕上りの効率化分を達成したいという考え方でございます。

○沖縄電力（島袋） 当社は、北陸電力さんと同じでございまして、政府の物価上昇目標を織り込んでおります。

以上です。

○安念座長 わかりました（「済みません、一言補足させていただいてよろしいですか」の声あり）。どうぞ。

○北陸電力（矢野） 先ほどの物価上昇率の、一応織り込んでいるのは事実でございますけれども、これと同時に実際に上昇率があるからそのまま全部上がるのかというところに関しては、もう1つは経営効率化。先ほどの競争発注の拡大といったことも含めまして、そういう上がる要素を何とかしてたたき落とすというか、削るということを念頭に取組んでいるということでございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○安念座長 それぞれ各社さんのポリシーがおありのようですけれども、とりあえずよろしいですか。今後またその点については議論を深めてまいりましょう。ありがとうございます。

いました。

ほかにいかがでございますでしょうか。辰巳さん、どうぞ。

○辰巳委員　今のお話とも関係あるのかもしれませんが、要は前提計画のところ、例えば中国電力さんの場合、6ページのところに算定期間は3年間、これは皆さん当然と一緒にしようけれども、前提諸元で販売電力量もかなりふえる前提でなさっているような気がしたのですが——反対だ。済みません、私、勘違いした。ごめんなさい。結構です。

○安念座長　いいですか。松村先生、どうぞ。

○松村委員　全部コメントですので、お答え不要です。おいおい具体的な細目を議論する段階でお答えいただけると思います。

まず、今まで料金審査をやってきた中で、今回も人件費をはじめ、かなりの程度共通するものがあります。今回の申請でも、今までの説明を聞く限りでは、それをきちんと織り込んだ形であらかじめ出していたと理解しています。

だからといって、ノーチェックということではなく、もちろんちゃんと査定するわけですが、おおむね今までの査定を踏まえて出していただけだと思いますので、論点になるものは比較的少数だと思います。

一方で、今までと違いも当然ある。査定する範囲が違うから少し楽になったわけですが、他方で小売料金の値上げであればそれほど重要ではなかったけれども、託送料金では非常に重要になるものもある。小売りと送配電の区分は、小売規制料金を査定する際には全体の仕上がりに影響を与えないから、きちぎちと詰めなかった項目についても、今回は託送料金ですから、どちらに属するのが正しいかは大問題で、今まで議論していなかった問題も出てくる。その点については、今まで出てこなかった議論が出てきたとしても、そういう理由だということをご理解ください。

3点目。原価算定期間に本当に入れるべき費用なのかという類いの問題があります。北陸電力が強調しておられた修繕費の急増のところ、まさにその論点になると思います。これは今までの小売料金審査の際にも問題になった。中部電力の査定の時に大問題になった、あの問題と共通する側面がかなりあると思います。

一方で、ならずというようなことは非常に重要であることはある程度理解できます。更に、長期的な視野に立つのがDNAとして受け継がれているというのを聞いてとても安心しました。DNAですから、そんな簡単に消えたりするようなものではないはず。当然今までもずっと受け継がれてきたはずで、であれば発電部門で赤字になったからといって安

易に必要な送配電投資や修繕を先送りにはせず、今までもこれらを均してきたはず。私たちはそれを前提にして査定すれば、比較的簡単にできるのではないか。今までも均してきたのだからこれからも不自然に急増することなどないはず。震災後に収益が急速に悪化したときでも、長期的な視野に立つDNAが受け継がれているわけですから、その場で場当たり的に修繕費を減らすなどというようなことはしていなかったはず。したがって、そこでも長期的な視野に立って均すということはしていたはずで、過去の行動からコンシステントなものだけは認めるという形にすれば、かなりの程度正しい査定ができるのではないか。いずれにせよ原価算定期間の前のところでは抑えていて、急に原価算定期間のところになったらならずとかということを使い始めたのではないということ、きちんと確認する必要が出てくるかと思えます。

次に、料金のつくり方に関してです。普通のメータがついているところに関しては問題ないかと思うのですが、低圧のところでは季時別という話が出てきた。特定のメータがついていないと季時別にはできないのですが、この季時別料金に関しては注意して見る必要がある。

小売料金について季時別に展開するのはとてもよくわかる。つまり不需用期には発電の固定費がある意味必要ないわけで、その分、大幅に料金が安くなるのは自然。更に小売料金の体系は裁量的に事業者が決める側面もある。料金の水準ではなくて体系です。しかし、託送料金は極めて公共的なものであり、なおかつ発電所の固定費は不需用期には使わないなどというような話は本質的に関係ないはず。そもそも季時別に出てくるということはとても奇妙。

しかし、そうはいつでも、基幹送電線などで、混雑時に合わせて投資しなければいけないとかということが出てくるわけですから、一定程度は季時別の展開はあってもいいかと思うのですが、それはせいぜい基幹送電線や特高のところぐらいまで。今回の低圧のところでも、基幹送電線や特高のコストはそのまま乗ってしまっていますから、そこで特別高圧の託送料金で季時別に展開されていたのと同じ金額の差が季時別に展開されているというならまだ理解可能。しかし低圧、例えば配電の系統のところだとかでは、本当に深夜帯が不需用期なのか疑問。オール電化の住宅だったりすれば相当な量を使っていたりするわけで、本当に不需用期といってもいいのかということを考えれば、それから、そもそも料金の差は、流通設備の効率化ではなく、発電設備の効率的な利用ということだとずっと説明してきたという観点からすれば、季時別に展開して、低圧の託送料金が深夜帯に安いとか

というようなことは裁量的に電気事業者がやっていいことではないと思います。

したがって、しつこいようですが、特別高圧の託送料金で展開されていた季特別の差までは無条件で説明なく受け入れられますが、それ以上の差をつけているとするならば、きちんと説明してもらわないと理解できない。これは公共的なもので、なおかつ仮にこれから新規参入者が入ってくるということがあったときに、圧倒的にベース電源を押さえている一般電気事業者が有利なオール電化のところの託送料金だけが安くなり、その結果としてほかの託送料金にしわ寄せが寄るなどということは決して許されることではないと思います。ここについては、小売料金以上にきちんとみるべきだと思います。今回の申請に限らず、今後も不合理な差をつける場合には、特高の季特別よりももっと大きな差、率ではなく額ですが、額で大きな差がついているとすれば、きちんと説明していただきたいし、いずれにせよそこは送配電事業者の裁量ではなく第3者がきちんと決める、査定するべきだと思います。もし万が一送配電事業者の判断の結果、大きな差が付く場合には、説明をお願いします。

次、物価上昇率の売り込み、エスカレのところが河野事務局長からも出てきました。エスカレ自体は、ある意味で合理的なのかもしれない。仮にこれはほかの手段をとっていたとしても、物価が上がったときに料金が上がるのはしょうがないと考えるのはある意味で合理的な気はする。しかし、今までと変わらないというのなら、デフレのときにはほっかむりしておいて、インフレのときだけ言い出していないでしょうということを確認する必要があります。デフレだったときに、本当にこれに合わせて料金を下げてきていたのですかということを確認し、それに対してちゃんと誠実な行動をしていたということを前提として認めるということが正しいと思います。

そのようなことがなかったのにもかかわらず、インフレのときだけ都合よくつまみ食いするというのはちょっと納得しかねるので、これについては、また議論が必要になってくるのではないかと思います。

次、中国電力さんの29ページの図がとても……

○安念座長　　ちょっと待って。29？

○松村委員　　はい。スライド29です。とてもわかりやすかったので、これをみなで話しますが、中国電力に限った話ではなく、全てほかの方も同じです。この部分負荷を初めとして、必ずしも効率的な電源の運用ができないことのコストは当然にネットワークのコスト。この整理は正しいと思います。ここはそれなりの額になってくると思いますので、今

まで出てこなかった論点として精査する必要があると思います。例えば揚水から揚水へのもちかえとかは、素人にはいま一つぴんとこないというようなこともあり、ここについてはおいおいもう少し詳しくというか、丁寧にどういう感じのもちかえなのか教えてください。LNGから石油へのもちかえは想像がつくのですが、ちょっとわかりにくい持ち替えもあるので、今後説明をお願いします。

次、スマートメータが出てきて、その結果として修繕費がかさみましたという説明が3社から出てきた。それは正しいのですけれども、これをほかの人が聞いていると、スマートメータは、要するに物すごいコスト高。これでコストが上がってしまう、とても迷惑な設備なのだという印象を与えたとする、それは誤解だということを一言弁解させてください。

これは実際の小売料金のおきにも一応議論はした、全体として効率化する。しかし、これは本来なら設備としてもつという考え方もあるかもしれないけれども、いわば消耗品という格好にして修繕費という格好で立てている。そうすると、長期的にコストが下がるということがあり、全体を通すとコストは下がるのだけれども、導入した初期の段階ではコストがかさむということですので、コスト高なものを政府が無理やり入れたというようなことではなく、全体としては十分効率化されているが、消耗品として扱ってしまうというルールのもとでこうなってしまったということを確認させてください。

ただ、これについては、もうこれ以上議論するつもりはない。つまり前のラウンドのときに全体の小売料金のおきにこの扱いでよいということ、この委員会でも整理したと思いますので、蒸し返すつもりはありません。

最後。需要地近接性の割引の地域の見直しということに関して、これは制度改革のワーキングで出てきた議論を反映したものだということですので、おかしいことをしているとは思わないのです。しかし、これは制度改革のワーキングで最後の回に圓尾委員がご発言になった。したがって、この後ご発言があると思いますが、もともと対象地域をもっと細かくみる。例えば市町村単位でみたほうがいいのかというのは、電力の地産地消をにらんで、低圧、あるいは高圧でつなぐところを大幅に固定費部分まで割り引くべきだという議論があり、こういう局面で大幅な割引を入れるのだとすれば地域は丁寧にみないとおかしいということだったのにもかかわらず、大幅な削減が見送られたのにもかかわらず、細かくみるという点だけが残ってしまった。一部の地域に関しては大分縮小されてしまった。本当にこれがいいのかということ、きちんと考える必要があると思います。

例えば基幹送電線につないでいるもの、高圧につないでいるもの、北陸が一番細かくやっていたわけなのですが、例えば地域、今までのようなラフなものでは一番安い割引しかできない。それに加えて、高圧でつなぐというときに、この地域であればさらに割引きますとかというような、もう少しきめの細かいやり方ができないのかは考えるべき。

その点については、今回の3社について大きな問題があるかどうかは微妙。誠実にやっていたような気がするのですが、これから控える会社に関しては、新規参入者の電源を狙い撃ちにして、そこが対象から外れるように縮小したのではないかなどというようなことが疑われかねないほどの大幅な縮小をする事業者もあるのではないかと恐れている。いずれにせよこの点については、本当に今の考え方で、この縮小でいいのかはきちんと考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

○安念座長　　今、松村先生に多くの点についてご指摘をいただきましたが、いずれも小売料金のときには、そもそも理論上存在していないか、あるいは事実上無視してよいかの問題であり、託送だからこそ問題となるという論点なわけですね。やはり結局議論しなければならぬことが出てしまうのだな。圓尾さん、いかがですか。

○圓尾委員　　私も大きく気になったところを2つお話ししようと思います。おいおい議論されるということですから、今日お答え頂かず、お持ち帰りいただければと思います。

1点は、北陸さんで出てきた経年化対策です。これは松村先生がおっしゃったとおり、「この3年間に入れるべき原価は何なのか」という点をきちっとみななければいけないと思います。したがって、本来であれば、この3年間できちっと説明していただくのが審査する上でベースとなりますが、非常に長いスパン、つまり高度成長期に投資したものをこれから長い年限をかけて、ならして負担が一時期に偏らないように更新していこうとするわけですから、この3年間の後、平成30年度以降の期間も含めて、どのように対処しようとしているのかを出していただいた上で、3年間でどういう位置づけになるのか、そして、その設備投資と対応して、どう原価を織り込むべきなのかを長いスパンで判断しないといけないと思います。そこを含めて、今後プレゼンテーションを工夫していただければと思います。また、設備投資で減価償却に回す部分と、修繕で費用化する部分とどのように区分けしていくのか。何十年も前の会計処理と全く同じでいいかどうかというのは、時期も状況も変わっていると思いますので、その辺の考え方も含めて示していただければ、今後議論がしやすくなるのかなというのが1つです。

もう1つ、気になったのは、沖縄電力さんの調整力コストです。この額が、当然のことではあるものの、ほかの2社さんと比べても非常に大きいので、丁寧に審査しなければいけないのだらうと思います。

もちろんペーパーで書かれているように小規模な系統ですから、コストがかかるのは一般論として理解しますが、かといって、ここまで桁が違って大きくなるかということ、感覚的にそんなことはないのではなかろうかと思います。察するに、東京電力さんとか関西電力さんぐらいの大きな系統であれば、この電源を使って調整していますといったように非常にわかりやすい区分けができたとしても、沖縄さんぐらいだと、この電源の全てが調整力対応ですということではないと思うのです。電源の一部を調整力として使っています、ということだと思いますので、そういう部分の固定費の切り分けがきちっとできているかどうかを、実際の運用実績を示していただきながら適正なものか否かを議論していかなければいけないのだらうと思います。

それから、松村先生がご指摘になった区割りのところは、松村先生がおっしゃったとおりなので、私はつけ加えるところはありません。けれども、もともとは、例えば家庭用の分散型電源などを有効に使うという意味で、低圧の電源を低圧のネットワークに入れて、そのまま低圧のところを使うというケースに関しては、非常に細かくメッシュを切ってみていかないと、低圧から低圧といいながら、実はハイボルテージのところまで使っているケースを排除できません。例えば山奥に大型の太陽光などをつくって低圧にくっつけたといっても、全然設備の効率化になっていないというケースを排除しなければならない、と私は制度改正ワーキングで申し上げたのです。

別にこれはこれで構わないと思いますが、松村先生がご指摘された問題点もあると思いますので、どういうタイミングで区割りを見直していくかとか、ルールはちゃんと議論しなければいけないかなと考えております。

以上です。

○安念座長　ほかにいかがでしょうか。どうぞ、沖取締役。

○沖取締役　F-Powerの沖です。

今の議論、いろいろと我々も初めてこういう料金そのものについて議論させていただきますので、大変貴重な機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

今回なのですが、原価全体の中から、この議論というのは恐らく託送料金を切り分けるという世界だと思っておりますので、我々からみると、いかに託送料金の部分の切り分けを減ら

していただけるかというのが新電力の最も大事なお話なのですが、お話がありました沖縄電力さんが一番そういう意味では、今現在参入するとすれば、離島の部分が小売の部分に入っているのが来年の4月から託送料金に入ってしまうということで、考えてみると、参入が4月から突然より厳しくなる。託送料金が1円何がし上がるということですから、当然厳しくなるのですが、沖縄電力さんの中では何も変わらないということですので、そういう意味では制度の変更というのは非常に不可解な部分があるというのが正直なところで

す。

それはちょっと別にしまして、逆に、沖縄さんの話が先に出たので、感想も含めてなのですけれども、離島の分が約1割ございまして、残りの9割が本島の分だと。本島の託送料金はその部分で全て請け負いましょうというお話になっているのですが、そのようにいうと、1割、すごく大きいお話だと思うのです。そうすると、沖縄本島の部分も、離島と考えると全体が全て送配電事業の部分になってしまっていて、ちょっと乱暴なお話なのですが、そのように考えると、我々にするとインバランスは何だろうということになってしまっている部分がありまして、そのように考えると沖縄さんの場合は議論という意味では非常にわかりやすいといえますか、調整力って何だろうというところを考えていただく非常にいいきっかけになっているのかなと思いますので、そういった観点から沖縄さんの部分については、今後議論していただければ大変うれしいというのが、まず新電力からの意見の1つです。

それから、続けていいですか。

○安念座長　　どうぞ。

○沖取締役　　資料は皆さん、3電力さん、大体同じような構成になっているので、北陸電力さんの資料をひとつ代表しながらお話を聞かせてください。

まず、17ページですが、原価の中に設備の投資額とあるのですが、北陸電力さんだけですけれども、例えば水力とか火力の部分でその費用がふえますというのがあります。これは恐らく、別に火力発電所の費用を入れているわけではないのはもちろん当たり前だと思いますし、火力の送電線の部分を入れているわけでもないと思うのですが、それでも200億円だとか30億円が出ています。これは恐らく電源を入れることによって別の系統のところの状況が入ったのだらうと思うのですが、誤解があればあれなのですが、この辺のところの説明をちょっと後で教えていただきたいと思います。

それから、18ページのお話なのですが、これは圓尾先生もお話があったのですが、過去

にこういった大きな工事をたくさんしたので、例えば50万ボルトの系統の整備が20年前にあったので、ちょうど20年たった今ごろから修繕が非常にふえてきたので、修繕費を上げさせてくださいというお話が恐らくこの資料から説明を意図しているのだろうと思うのですが、例えばですけれども、50万の送電線だとか50万の変電所が20年たった今ごろから急に傷んでくるのかとか、そういったことも含めて圓尾先生のおっしゃったように、20年たった今ごろから急に設備が本当に修繕が必要なのかという部分のある意味では合理性みたいなものをみていただいて、この託送料金の中に修繕費はあるのかといった観点でみていただきたいというのは私も全く同じ意見なので、そこをぜひ押さえていただきたいと思います。

それから、細かい話で恐縮なのですが、25ページのところにあるブラックスタートなのですが、何かすごい大きなお話のように書いてあるのですが、実際に水力発電所が電力さんの中で全停電になった後に、まさにマッチに火をつけるような形で最初の電気を起こすところなのですが、水力発電所の水力を使うことによって、燃料もなく、動力もなにもないところから最初の電気を起こすことをブラックスタートというのですが、そのための費用は一体どれぐらいのものなのか。恐らくダム式の発電所の小さな水車を回す話からスタートになると思うのですが、そのための費用がそんなに影響があるのかというところも含めて、その大きさも含めてちょっと説明いただければいいかなと思います。

それと、これは最後なのですが、44ページの、これは近接性の評価割引です。これはいろいろな議論があって、まだ最終的な結論で明快な回答がない中で、こうやって託送約款の中に織り込んでいただく作業は大変だったと思うのですが、気になったのが基幹系統の2分の1の議論なのです。読むとよくわからないのですが、いいときもあれば悪いときもあるので2分の1ですみたいな文章になっている。ほかの事業者さんも似たり寄ったりなのですが、これは実は特高の電源の場合でも似たり寄ったりのところがあって、別に基幹系統だけではなくて、場所によっては当然潮流の改善になる場所もあれば、そうでない場所もありますので、そのように考えた場合に、例えば同じ1つの中で色が塗ってあるところの送電線に例えば入った場合にもいろいろなケースがあるわけです。特高の電源の場合には0.27円割引がある。基幹系統はその半分ですという、その辺のところの2分の1の説明ぶりというのが非常に大ざっぱだという印象がありまして、この辺ももう少し合理的な説明があってもいいのかなと。逆にいったら、同じで0.27でもいいのではないかなということも思いながら、この資料については思いました。

それから、この資料には何も無いのですけれども、実は近接性の地図、各社の皆さん、こうした地図を約款の外に出しておられるのです。今まで近接の場合、全て約款の中に地域を出していただいているはずなのですが、今回初めてですが、約款から出されましたよね。これは何か意図があってやられるのか、たまたまいろいろ制度が変わることも考えて別にしたのか、その辺のところも各社さんのご意見を含めてお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○安念座長 どうもありがとうございました。高度成長のときにたくさん鉄柱を立てて、経年してだんだん修繕していかなければいけなくなったという点は、きょうの3社さんだけではなくて、電力会社10社さん全てに共通する問題だと思います。きょうは何か特別にコメントがおありでしたら結構ですけれども、非常に重要な問題だと思いますので、どういう考え方で、この3年間に何をすべきか、さらに長期的には何をすべきかというのをどのように考えておられるのかという資料をおいおい出していただいてご説明をいただけるとありがたいと思いました。

それから、近接性評価割引の点は、どっちみち論点になるので、これは腰を据えて議論しなければいけないところなのですけれども、どのように議論していったらいいか。今、沖取締役のおっしゃった論点や松村先生のおっしゃったことはどっちみちこれから議論していかなければならないと思いますが、1点だけ。さっきおっしゃった約款の内、外というのはどういう意味でおっしゃったのですか。

○沖取締役 割引になるところの地域の、この分が割引になりますというのがあるので、すけれども、これを別の絵といいますか、今、表の中にやっていて、約款の中には一切地域のことは入っていないのです。つまり、今ここにありますが、申請書の中に入っていないのではないかと思うのですが、入っていますか。

○安念座長 どうなのかしら。ちょっとそれは事務局で確認してもらったほうがいいかな。

○都築NW事業監視課長 今般申請された約款において、対象地域については入っておりません。

○安念座長 対象地域については入っていない。では、何をみればわかる仕組みになっているのですか。

○都築NW事業監視課長 各社ホームページで公表されています。

○安念座長 ホームページで公表していて、いずれにせよわかるのですか。どなたか。では、最初にittaていただいたので、北陸さん、代表して。

○北陸電力（矢野） ご指名でございますので、僭越ながら少しだけ。今ほど沖取締役からご指摘いただいた点でございますが、確かに従来ですと約款上にはつきり、うちの場合でしたら富山県という格好で書いていたのですが、今回の件につきましては、ご指摘のとおりホームページのほうで記載しておりまして、約款上では、当社が別途定める地域といたしますというような格好で申請させていただいたような格好になっております。

一応、事実としては、まずここまで……

○安念座長 ホームページ上の別途定める地域をクリックすると地図が出てくる、そんな仕組みになっているのですか。そうでもない？

○北陸電力（矢野） わかりやすさのところは、今、詳細どうやったらはちょっとあれなのですが、ホームページをみれば出るのは間違いございません。

○安念座長 あと2分の1問題はどっちみちあります。議論を深めていきましょう。松村先生、どうぞ。

○松村委員 今の点、確認させてください。本当にわかりやすさだけの問題なのかはちゃんと考える必要がある。つまり、外に出していると簡単に変えられる、逆に中に入れていると、その地域を変えるだけでもう一回申請を出し直さなければいけないのかとかという問題もあるのかもしれない。単に見せ方を工夫してわかりやすくすればどっちでもいいという問題なのかどうかも含めて、重要なことをittaていただいたので、ここでも議論すべきだと思います。

○安念座長 そこは何かローヤーの出番だという感じがしませんか。どっちのほうに書いたって、それが供給約款の実質上一部であるならばそれを変えれば法律上の届け出とか認可を受けなければいけないということになるのではないかと私は思うのです。

○南委員 当社が別途定めるで認可してしまえば、合理的な範囲であれば全然変えられるのではないですか。

○安念座長 別途定めるというのを認可の対象と考える。

○南委員 そうです。別途定めるという内容を含んだ約款が認められているということではないですか。

○安念座長 法律屋の出番のない委員会なのでちょっと議論しましょう。どうもありがとうございました。

それと、もう1つ、私も表の読み方について伺いたいです。ごめんなさい、何回も北陸さんになって申しわけないのだが、北陸さんの17ページ、さっき沖取締役がご指摘になったこととの関連です。私が沖さんのおっしゃっていることをちゃんと理解しているかどうか分からないのだけれども、水力とか火力がどうして託送のコストの中ということを示されているのだから、これはどのように読めばいいのかということだったように私には思えたのですが、どうでしょうか。

○北陸電力（矢野） これも皆さん共通の話だと思いますので、私からお答えさせていただきますと、基本的に託送でございますので、ネットワークに関する設備投資以外余り関係ないではないかというのがご指摘のところだと思うのですけれども、今回の制度改正のところの中で、水力、火力についての調整力を一定の、7%をみせるという格好の制度改正が行われております。その部分に関しましては、固定費としてその分相当——全額が託送になるわけではないのですけれども、調整力となる部分のパーセンテージの部分が増定になるということで、諸元としてここを入れておかないと、なぜその部分がかわるのかということに抜けが出てくるということで、この部分も含めて出ささせていただいているという意味でございます。

○沖取締役 今のお話でいくと、火力発電所の中につくる設備の中で、PSSみたいな系統安定とか、それからLFCを入れる周波数調整の機能とか、そういった部分をいっているという意味でよろしいのですか。

○北陸電力説明補助者 常務の長谷川でございます。

今のお話、お答えしたいと思いますが、調整力ということで、過不足が生じた場合には、出力1万キロプラス、2万キロプラスというようなことで、出力を出す必要がございます。そういう意味で、電源設備全体の何%かは調整力としてみさせていただきますということで、これはもう既に整理済みかと私は思っていたのですが。

以上でございます。

○安念座長 それは制度の問題ですね。

○沖取締役 要するに、出力があった部分の5%でしたか、何%分の、だから、全体の建設費の5%はもう文句なく、それは託送費用の一部ですよというルールに基づいて入れているという意味ですね。わかりました。

○安念座長 ブラックスタートのことをおっしゃって、これは恐らく各社さん実績がないので、ゼロと入れておられると思うのだけれども、現実には起きたらどれくらいコストが

かかるのだという話は何か今コメントしていただくことは可能ですか。

○中国電力説明補助者 中国電力の常務の松岡と申します。

当社の場合ブラックスタートは揚水発電所を使ってございまして、その中の所内動力に関しては、ディーゼル発電機でまず所内電源を確保して、それで油圧を確保して運転を始めるというつくりになってございますので、そういった費用を微小ではございますが、計算しているということでございます。

○安念座長 どうぞ。

○北陸電力説明補助者 勝手にマイクをもちまして申しわけございません。私どもブラックスタートゼロとなつてございますけれども、完璧なゼロではございまして、140万という内訳の数字がございまして、丸めるとバー、丸めるとゼロというようなことで表記させていただきました。中身につきましては、沖さんがおっしゃるとおり、小水車のようなものを整理いたしてございます。

○安念座長 なるほど。どうぞ。

○沖縄電力（島袋） 当社の場合、ブラックスタート、影響額を載せておりますけれども、当社は水力がございませぬので、ガスタービンでブラックスタート時は回すということで織り込んでおります。

○安念座長 とりあえずよろしゅうございますか。

○沖取締役 はい。

○安念座長 ほかにいかがでございましょうか。

きょうでもいいかげんいろいろな論点が出ました。そうそう、1つ伺いたいのは、松村先生、さっき近接性評価割引のところ、縮小されたとおっしゃったのは従前よりもエリアが縮小されたというご趣旨でおっしゃっていた。

○松村委員 そういう意図でした。

○安念座長 わかりました。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○沖取締役 近接性の中で、北陸さんの資料が一番説得力があるというか、実はほかの電力会社さんはまだ全部みていないのですが、地域ごとに落としているだけというところが結構多いのですが、北陸さんの場合は福井県と石川県に電源が偏在しているので、超高圧の潮流そのものをみると、当然富山県の中につくればつくるほど西から東に向かう潮流が減るのでという部分を考慮した上で富山県の中でやっているというところが、個別の個々の市町村をみながら、実は超高圧の大きな基幹系統の潮流をみているというところ

に非常に合理性があると読めるというがあるので、これはよかったのですが、ほかの電力会社さんの中には、個別のところだけみていて、実は基幹系統のところは劇的に潮流が変わっているにもかかわらずというところがあるかどうかというところを今と同じ北陸さんの観点でみていくということも1つ近接の中での評価としてはあっていいのかなときよの資料をみて思って、ちょっと感想なのですが、ありましたので。

○安念座長　今の点については中国さんから山口県に電源が多いとかという話をさっきされませんでしたか。それは私の聞き違いだったかな。

○中国電力（渡部）　従前の大きくりの近接性評価では、いわゆる電源の多い山口県と島根県から需要が多い広島県、岡山県に対して潮流が流れていますので、近接性評価は需要密度の高い広島県と岡山県をばっさり割引対象としていました。

今回は市町村単位でやって、需要密度をより細かく市町村単位でみた結果、需要密度の比較的低い広島県と岡山県の山間部が近接性評価対象から今回の見直しによって、需要密度が低いゆえに対象外になりました。

一方で、山陰では電源が多かったのですが、例えば山陰の一部の地域では需要密度は高い地域もありますので、総合評価の結果、今まで評価していませんでしたが、需要密度の高さを着眼点として潮流改善があるということで、新しく山陰の一部を近接性評価対象地域としました。いわゆるきめ細かく需要密度をみた結果、対象から外れたところと対象から増えたところと両方あります。面積が全体的には増えているか減っているかは多分、計算の結果です。

○安念座長　定性的には多分そういうご説明になって、おいおい沖取締役がご満足のいくような詳細な資料をできたら出していただくことにいたしましょう。

ほか……どうぞ。

○辰巳委員　済みません、今の近接性の話なのですけれども、市町村で切るというところに――そういうことをおっしゃったのか、完璧に理解したわけではないのですが、連系線というのは市町村ごとにうまくつながっているというわけでもないような気がするもので、例えば市町村で切ったときに、こちら半分はいいけれども、こちら半分は需要、比率が高いとか、そのようなことが起こらないのかなと少し思ったもので、そこら辺がどこら辺まで反映できる。住んでいる人が連系線の、自分の市町村だけで判断してできるのかどうかというのがちょっとよくわからないのですけれども、そのあたりもどこまで細かくという話になるのかもしれませんが、やはり大きな市町村だったりするとあり得るような気

がするのですが、それをできるのかどうか。市町村で割り切っているのかどうかというのをちょっと知りたいと思ったことが1つ。

あと、先ほど松村先生が事業の原価内訳の計算をする時点で、今までの各社の算定のところはちゃんとみた上で、そういうものをよく勉強した上で出してくださっているというお話ではありますけれども、そのあたりをもう少しやはりきちんと1つずつ、マイナスになっているからそれでよし、削減されているからよしというだけではないのかなというような項目も少しあるような気がしましたもので、おいおいまたそのあたりはきちんとご説明いただきたいと思います。

以上です。

○安念座長 前半の部分は事務局から答えていただいたほうがいいのではないかしら。どうですか。どなたでも結構なのだけれども、メッシュは際限なく細かくするというわけにもいかないから、都道府県よりは市町村のほうがまだいいよねということなのかなと思ったのですが、何か議論の経緯か何かはもしおわかりであれば、ご説明いただけますか。

○都築NW事業監視課長 それでは、事務局からお答えを申し上げます。

この近接性評価割引に関しましては、先ほども松村委員、圓尾委員からもいろいろとコメントがあったところでございますが、この制度を含めて託送制度をファインチューニングする部分をどのように考えていくのかという点が過去の制度設計の中で議論がありました。その根本的な問題については継続検討課題だと我々も認識しているところでございます。

ただ、この託送供給等約款を来年4月に向けてフライさせていかなければいけないという部分もございますので、当面の策ということで、現行の近接性評価割引というものについては基本的には存続をさせようという議論になりました。その中で、ほかにも論点はございましたけれども、例えば地域設定の部分に関しましては、現状でもそれぞれの一般電気事業者によって地域の設定の仕方がまちまちであり、先ほど圓尾委員のお話がありましたが、そこをもう少しきめ細かくみていこうという方向性になり、「例えば市町村」という言い方になっております。

こうした中、今お話がございましたように、例えば大きな自治体もございます。その中には同じ市の中でもすごく人口密度の高い地域とそうでない地域、電気の送電線ということとでいったときも基幹系統までみていっても全然別のところから電気が送られてくるようなところもございます。電氣的にみたのと、自治体の行政区分というか、そういうものは

当然のごとく一致しているわけではないということもございます。

ただ、他方で、例えば市町村というようにしたのは、いろいろな議論があったかと思えますけれども、何か電気の流れというのもそのときによって違っていたり、特にローカルのほうになってくると、いろいろなつなぎかえみたいなきっかけがあったりするので、それを一個一個反映させていくと、制度的安定性が損なわれてしまったり、規制コストということなども勘案すると、制度としては一定の割り切りというか、そういうものも必要だという観点もあろうかと思っております。

「例えば」といっているのは、今みたいなところもあるものですから、もしもそのようなところで、もちろん例外的に考えていかななくてはいけないところとかがあれば、そういうものはちゃんと特別に考えていく必要があるかもしれません。こうした意味も込めて、「例えば市町村」ということを当時事務局からも提案し、ご議論をいただいたという経緯があると認識しております。

○安念座長　いいですかと——余りよくもないけれども、余りつかないでねということなのだよね。我々は制度そのものをつくるのが仕事ではないのだが、考えてみると、制度というのは実地に適用して初めていいとか悪いとかというのがわかることが多いものです。抽象的に制度をつくるタスクと、我々のように制度を前提にして、それを具体の場に適用するのとの往復関係でだんだんよくなっていくのではないかという気がするのです。

だから、今回はとりあえずしようがないから、浜松市みたいに、大都市の部分もあれば、山のほうに行ったら限界集落があるという場合もある。それを1つの単位ととるのかというと、おかしいといえばおかしいのだけれども、今のところはほかにとりあえず方法もないから、これでやるという前提に立って作業はする。しかし、やはり実地にやってみるともっといい方法もあるかもねというのが出てくるとすると大変よろしいのではないのでしょうか。そういうことは今までにも結構我々の作業の中であったような気がします。

ほか、いかがでしょうか。もうきょう1日で大分満腹してしまいましたね。こんなに出るものなのかという。

これは誰に聞けばいいのか、どなたでもいい、私の不勉強をあらわすだけのことなのですが、事業報酬率の1.9というのは、誰が決めたのですか。省令の中では考え方はこうだと示されているわけで、もちろん数値として決め打ちしているわけではない。私は蒸し返したいのではなくて、今までそれを決めるのに苦労したから誰か決めてくれたらありがたいと思っているだけで、決めてくれた人に感謝の意を表したいというだけなのですから、

誰が決めたのですか。

○都築NW事業監視課長　これにつきましては、自由化の制度設計の中で、制度設計ワーキンググループという会合の中で、きょうもご参集いただいている委員の先生方も何人かご参画いただいておりますが、その中で議論をし、そこで例えば震災前のデータを使っていきましょうとか、方向性について一定の合意がなされていったというように理解しております。

○安念座長　ありがとうございました。この料金の審査ではいつも議論になっていたので、非常に率直にいうと何となく肩の荷がおりたというか、よかったという気がするのです。経緯はわかりました。ありがとうございます。

さて、もうぼちぼち時間になりました。——どうぞ。

○河野事務局長　今の報酬率が1.9%は消費者からみるととてもありがたい数字かなと思って伺っておりましたが、もう1つ、私自身が今回の資料を頂戴してわからなかったのは、わかっていらっしゃる方は普通にわかっていらっしゃると思うのですけれども、アンシラリーサービスの費用が固定で5%から7%になったというところ、その背景をもうちょっと説明していただけるとありがたいと思っているのです。

○安念座長　これはどうだろう。簡単に紙にでもしてもらうことは可能ですか。むしろそのほうがいいのではないかという気がするのです。

○都築NW事業監視課長　これは事務局に与えられた宿題として、次回ないし次々回ぐらいあたりに資料としてご準備をさせていただきます。

簡単に申し上げますと、これも過去の供給予備力に関する議論の中で、従来省令で5%と決め打ちにしていたのですけれども、今回、新たなライセンス制の導入とかに伴いまして、きちっとみていく部分はみていきましょうという考え方のもとに整理してそうなったというものでございます。

他方で、この供給予備力の考え方は若干古いものがベースになっている部分もあり、これも先ほどのように、これが何か永続的なものかといわれると、今日的に見直す必要があるため、若干あわせて見直しの議論もやりながら、ただ、とりあえずは、現在は今ある供給予備力などの考え方を活用しつつ、ネットワークに寄せられる部分を抽出する作業をやっているという取り組みで行っているものでございます。

○安念座長　ちょっと紙にさせていただいて勉強しましょう。どうもありがとうございました。——どうぞ。

○市川副部長 今日論点とは直接関係ないかもしれませんが、せっかく3社さんいらっしゃいますので、電力・電気の需要家の立場から一言付け加えさせていただきたいと存じます。

産業界の電力コストというのは、全体として震災前に比べましたら、もう既に4割近く上昇しているところに加え、今後もF I Tの賦課金というものの上昇による負担の規模が、今後も予想すらできないという状況でございます。

中小企業の電力コストの負担というのは既に許容の限界を超えておりまして、これ以上のコスト上昇は受け入れられないという状況にまで深刻化しており、中小企業の収益改善や地域経済の回復の大きな足枷となっているところでございます。

こうした中、F I T賦課金とか燃料費調整額は高騰しているものの、電気料金の値上げを踏みとどまった、北陸、中国、沖縄電力の3社の皆様には、当該地域の中小企業をはじめとする商工業者を代表して、敬意を表したいと思っております。

以上でございます。

○安念座長 三社さんにお褒めの言葉を賜ったということですね。ありがとうございます。本当に私もそう思います。よく頑張られたものです。それなのに何でこんなところに引き出されるのだというお叱りはあるとは思いますが、本当にご立派なものでした。

ほか、いかがですか。——大体出ると思った論点は出てしまったから——出てしまったからと悪いみたいというのは変だけれども、これから深めてまいりましょう。いろいろありがとうございました。

既に幾つか作業を進めていただかなければいけないことがありますので、次回にすぐということは申しませんが、おいおい資料を提出していただければと存じます。よろしく願いいたします。

最後に、資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力市場整備室の小川室長より意見募集に関するご紹介がございますので、よろしく願いいたします。

○小川室長 ありがとうございます。それでは、お手元の参考資料の4をごらんください。

全体の資料の後ろにある中の参考資料の4ですけれども、これは今回の託送料金認可申請に対する意見募集を開始しましたということのご報告です。この紙にありますように、10社からの認可申請に対して、委員会のほうに意見徴収をしました。同じく9月1日付で期間は2ヵ月ですけれども、意見募集、いわゆるパブコメを始めております。

早速本日も最初の1件が出てきておりますけれども、こちらの委員会との関係では、参考資料の1にありました意見の求めに際して、あわせてこうして出てきた意見に対する見解をお願いしておりますので、今後、この委員会の場に随時意見、資源エネルギー庁のほうで意見概要をまとめた上で、こちらにお出しして、最終的にそういった意見に対する見解もあわせてまとめていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○安念座長　　どうもありがとうございました。

以上で本日の専門会合の議事次第を終了いたしました。事務局から今後の日程についてご連絡をいただきます。

○都築NW事業監視課長　　次回の本専門会合でございますが、大変申しわけありません。翌営業日で申しわけないのですが、9月7日月曜日の17時から、本と同じこの地下講堂にて開催させていただきます。

議題につきましては、本日ご出席いただきました3社以外の一般電気事業者7社の方にきょうと同じように申請の概要をご説明いただき、それで質疑を進めていただくということを考えております。

以上でございます。

○安念座長　　それでは、皆さん、また月曜日の夕方にお目にかかりましょう。どうもありがとうございました。

——了——